

宋哈著『平安朝文人論』——質疑応答の摘記

藤田 衛

はじめに

宋哈『平安朝文人論』（以下、本書）は、平安朝における文人が、中国文人の精神世界を内面化し、集団の漢文学から個人の漢文学を学び取っていく過程を論述した作品である。本書の論旨をわたしなりにまとめると、平安朝文人は、詩壇において嵯峨天皇の嗜好に即した漢詩を作ること求められ、互いに詩作の技量を高め合った結果、集団的な詩作の中で、文人それぞれが私的な抒情を表すことに目覚めていった。九世紀半ばの『白氏文集』の将来により、詩賦だけでなく散文で自己表出する術を学び取り、集団的な漢文学から脱却し、個人の漢文学が発展していく。十一世紀に至ると、これまで中国の詩文の模倣であった平安朝漢文学は、『本朝文粹』という詞華集に収録され編集されることで、今度は模倣される表現様式の規範となった、となる。

評者は、これまで漢代易学を中心に研究を行ってきた。それゆえ平安漢文学については不案内なため、理解が及んでいない点もある。

る。ここでは書評シンポジウムにて提起した疑問と卑見、それに対する著者の回答をまとめる形で記す。

一、「文人」の定義

書評シンポジウムでは、まず本書で論じられる「文人」の定義について質問した。本書の序にて、著者は二つの条件で「文人」を定義している。

(i) 大学寮文章科での教育を受け、文章作成を職務とする。

(ii) 中国文人をモデルとして、文人としての自己規定を持つ。

この「文人」の定義で特徴的なことは、文章科出身者に限定した点である。工藤重矩は、平安朝の「文人」の用例を分析し、「詩会に召されて詩を賦する者が即ち「文人」だったと結論づける。」⁽¹⁾『続日本記』『日本後記』を一読すると、平安朝における「文人」は、文章生だけでなく、儒者や親王も含まれている。著者の定義する「文人」は、平安朝での用語の「文人」とは違いがある。

しかし本書を通読すると、著者が定義した「文人」ではなく、詩作のできる能文家といった一般的な用語に近い意味で使用されている例がところどころ見られた。例えば、「菅原清公・菅原道真・兼明親王・慶滋保胤といった各期を代表する文人」（三二六頁）とある。菅原清公・菅原道真・慶滋保胤は文章出身者であるが、兼明親王はそうではない。また、文章科出身者ではない紀貫之も「文人」に含めているような記述も見られた。「文人」を定義したのにも関わらず、文章科出身者以外の詩人・官人の境界が曖昧となっている。一方で、「憶良・空海のそれはまだ文人集団の外で試みられた、孤独な営為だった」（一〇九頁）と、定義した「文人」に基づいて、山上憶良と空海は例外扱いする。「文人」に近い人物かそうでないかの取捨選択が、恣意的なような印象を受けた。

また、著者の「文人」の定義にはもう一つの問題があるように思えた。それは平安朝の「文人」を定義しているのに関わらず、(i)の定義内で「文人」の用語が使用されていることである。そのため、定義内にある「文人」は一体どのような人物を指すのか、(ii)の定義の意味が把握しづらくなっている。定義する言葉が定義内に使われているのは、定義として不適当ではないか。

以上の疑問に対し、著者の回答は以下のようなものであった。「文人」はそもそも職業の観点から明晰に規定できる人間類型ではなく、多分に自己評価・社会評価に依拠するものだと考えております。各分野それぞれの「文人」像がありますから、拙著ではあくまで議論の混線を避けるために、平安朝漢文学の主たる担い手を基準点としました。文章科で詩賦詔勅をまんべんなく作れるよう訓練されていなくても、漢詩だけが作れる公卿も、論者によっては「文

人」に該当します。そういったグラデーションを切り捨てずに論じるのを目標として、一応の、「文人」の条件を提示しました。

平安朝の「文人」を定義するのに中国の「文人」をモデルとする、という条件はトートロジカルなものに映る、という点については、やはり中国の「文人」が職業で規定できる人間類型ではなく、多分に自己評価・社会評価に依拠するものだからというように、この用語が持つ曖昧さと関わります。「文人」は厳密に定義しようとするほど、内含の焦点を絞れなくなる用語だと考えております。そうして平安朝の「文人」の場合、中国から流入した漢籍を通じて「文人」的なあり方を知る以外に「文人」を知る方が無い、という情報伝達面での制約もあります。したがって平安朝の「文人」を定義するのに中国の「文人」をモデルとする、という緩い規定に留めました^(三)。

私が以上のような質問をした理由には、定義には厳密さが必要だと思っているからである。例えば、プログラミングではまづセルのように変数の定義を行わなくてはならない。そうしなければ、どんなよいコードを書いたとしても必ずエラーと出てしまう。変数を定義することは、初歩的な作業でありながら動作するかしないかを左右する欠くことのできない行為なのである。それは人文学でも同様だと思っている。定義次第で論が成り立つか成り立たないか大きく変わってしまう。だからこそ、定義はゆるがせにできないのである。

しかし、人文学の世界では明確な「正解」というものが往々にしてなく、唯一絶対の定義は成り立ちがたく、見解の相違は生まれやすい。「儒教」とは何か、という問いに対し、三者三様の見解が

あるようにである。そこで、「正解」のない定義には、厳密性の他に、説得性が必要だと思っている。つまり、他に解釈の余地がないほど明確で、多くの人がそうだと思えるような定義でなくてはならない。

本書の「文人」の定義には、そうした厳密性と説得性に不足を感じたのが率直な感想である。むしろ先に挙げた、「文人」の用例から帰納的に導き出した工藤氏の定義のほうが厳密性と説得性を兼ね備えているように思えた。本書を読み返す度に、この「文人」の定義に本当に乗っかってよいのか、かりに工藤氏の「文人」の定義に従った場合、本論はどこまで有用性を持つのか、といった疑問を懐いた。今回の回答では、「各分野それぞれの「文人」像がありますから、拙著ではあくまで議論の混線を避けるために平安朝漢文学の主たる担い手を基準点とし」、「一応の、「文人」の条件を提示した」と述べ、本書の「文人」の定義は仮に設定したものであり、他の定義を排していない。今後、本書をさらに発展展開するに当たって、「平安朝文人」をさらに厳密性と説得性を持った形で定義づけることが必要ではないかと僭越ながら思う次第である。

なお、評者が「文章科出身者ではない紀貫之も「文人」に含めているような記述も見られた」としたのに対し、紀貫之は大学寮文章科で学んでいたことは国文学研究の定説だという指摘を受けた。評者の知識の浅さを露呈した形となってしまった。ここに訂正させていただきます。

二、公的漢文学から私的漢文学へ は成り立つのか

本書の目的を「公共的な文章の専門家たる文人が、自己表現を発見し、それを開拓してゆく精神史を照射する」（二頁）とする。また序文で、「公的文学の様式を個人の文学に取り込みつつ、更に『白氏文集』を加味することで、段階的に公的文学の定型から抜け出したと考えるのが穏当である」（六頁）との見通しを示す。

本書を通読した際、嵯峨朝の詩宴で行われた公的・集团的漢文学から、『白氏文集』の受容により詩序や散文で自己表出する術を学び、個人的な文学が発展する過程を想定して論じているように思えた。しかし、終章で「個人の文学の発展に注目している本書を通読する限りでは、公私の漢文学が一義的に緊張関係にあったように見えるかもしれないが、それは本書の体裁の限界がもたらす錯覚である。恐らく事実として、私的な漢文学の成熟と公的漢文学の成熟は同時に進行していた」と述べる。すると、著者は、公的漢文学から私的漢文学へという単線的な見取り図は成り立たないと考えているのか。序文と終章の整合性に疑問に思った。

以上のような質問に対し、著者は、序論では公から私へという見取り図を提示したつもりはなく、発展的私的から文学史を見たとき、古いものから新しいものに取って代わるといふ見方をしがちであるが、そうした単純化した図式に囚われることに注意を促すつもりで、公的なものと私的なものは両輪であるとした、との回答であった。

公的・私的という用語に関しては、当日の書評シンポジウムでも議題に挙がった。それは、公的・私的という用語を使用する妥当性、立場や時代によって公的・私的の内容は変化し、これは公的、これは私的、と単純に切り分けられないのではないか、という問題提起

であったと思う。人はわかりやすい図式を好み、ややもすれば単純化したがる傾向がある。私が、著書の意図に反して、本書を公的から私的への直線的な図式で捉えてしまったようにである。しかし、単純な二項対立で論じられるほどこの世界は単調ではなく、現実には混乱と曖昧に満ちているのだろう。二項対立で捉える危険性、単純化の陥穽に気を付けなくてはならないことを再認識した機会であった。

三、語義の穿鑿

次に、詩賦を解釈する際、全般的にその原義以上に意味を読み取り過ぎていないかとの問題を提起した。

具体的には、「風月」と「嘯」の解釈を挙げた。第二章「嵯峨朝詩壇と個人の文学」の「四 文人の自己認識」(六三頁)では、平安朝での「風月」の使われ方を論じている。「風月」は、詩想を催させるような美しい風景を意味し、転じて詩賦自体を指す言葉となったとされる。以上のことは、先行研究で指摘されているが、著者はまた「風月には公の秩序からの解放という語義がある」と言う。しかし、挙げている用例からはそこまで導き出せないように思えた。次章「菅原清公の「嘯賦」―趣味の意義」では、「嘯」の字義について考察し、「嘯」には超俗的で風雅な要素があるとする。これもその語自体にその意味があるわけではなく、文脈からそのように捉えられるに過ぎない。「風月」は詩賦、「嘯」はつぶやくことや口笛という意味に過ぎなく、中性的で無色な言葉のように思われる。

だからこそ、文脈で様々な意味合いが付与され得る。言葉それ自体の意味と文脈から賦与されるニュアンスとは別に考えるべきではないかとの質問を行った。

以上の質問に対し、著者は、「風月」や「嘯」の語義ではなく、文脈ではないか、というご指摘はその通りです」とのことだった。

四、都良香「弁薰菴論」の語釈

都良香「弁薰菴論」「但至歳窮陰律、音入陽爻、群木榮於林、百卉秀於野」を解釈して、「陰律」は陰気、「陽爻」は『易経』の基本記号であり、「陽爻」は男性性・積極性などを意味する(一二二頁)とする。しかし、まだ語釈が不十分のように思われた。書評シンポジウムでは、この「歳窮陰律、音入陽爻」に対し、また別の解釈ができるのではないかと一案を提示した。

「陰律」とは、十二律中の陰に属する音律のことを指す。十二律中、奇数番目の音律を「律」、偶数番目の音律を「呂」と呼ぶ。陽は偶数、陰は奇数を代表する。そして、十二律は一年十二カ月にも配当される。例えば、最初の律である黄鐘は十一月、最初の呂である林鐘は六月に配当されるようにである。ここでの「陰律」は、とりわけ十月に配当される応鐘を指すと考えられる。「歳窮陰律」とは、十月が窮まること、つまり一年が終わったことを表した句であろう。

「音入陽爻」は、「歳窮陰律」が十月の窮まること、すなわち一年が終わることを表すとすれば、十一月に入り、新たな一年が始ま

ることを言ったであろうことは容易に想像できる。では、それを「音は陽爻に入る」と表現したのはどうしてか。評者は十二消息卦に基づいたと考える。十二消息卦とは、復_䷗・臨_䷒・泰_䷊・大壯_䷡・夬_䷪・乾_䷀・姤_䷫・遯_䷠・否_䷋・觀_䷓・剝_䷖・坤_䷁の十二卦を陽あるいは陰が一爻ごとに伸長するように並べ、それぞれ十二ヶ月に配当する説のことである。十月はすべてが陰である坤_䷁、十一月は初爻にはじめて陽が現れた復_䷗に配当される。つまり、「音入陽爻」は、十月から十一月、坤卦から復卦に移り、陽爻が進み入ったことを念頭に置いた句だったと考えられる。

ここからは余事になるが、筆者は日本における易学の受容について調査している。「日本易学伝授」という資料が伝存しており、十二世紀末までの日本での易学の伝授過程を伝える。その中に、都良香は誤って易説を伝えたことと記されていた。しかし、都良香が『易』に造詣が深かったことを示す資料を見つけ出せず、その実態は分からずにいた。その折、本書を読む機会を得て、「弁薰齋論」に触れ、都良香が易学に精通していたことの一端を見出せたことは思いがけない発見であった。

なお、書評シンポジウムが行われた後に、この句の区切りについて、「但至歲窮陰_レ律音入陽爻」ではなかと指摘を受けた。私としては、「陰律」と「陽爻」で対句となっていると考えるので、「但至歲窮陰律_レ音入陽爻」でよいと思う。ただ一考に値すると思われるので、ここに付記しておく。

五、藤原明衡が大江山房を称賛した理由

『江談抄』巻五・都督自讃事にて、藤原明衡は大江山房を称賛する。その理由について、著者は、「匡房の隔句対は、『和漢朗詠集』の秀句を鑄直したものであったからこそ、藤原明衡に高く評価されたのだと考えられるのである」（三〇一頁）と解説する。それに対し、評者は、その『江談抄』巻五・都督自讃事の前文には「八歳にして史記に通ず（八歳通史記）」とあること、匡房は史書をふまえた詩作を得意としていたことから勘案して、藤原明衡が大江山房を称賛したのは、若くして『史記』を自家菜籠中の物として詩作に活用できた才能であったのではないかとの見解を提示した。

著者は、藤原明衡の大江山房への称賛には『史記』に対する深い見識があったことは同意するが、ただ『和漢朗詠集』の名文句を巧みに引用したことは一方が他方を排除するような関係ではないと思う、との回答であった。

おわりに

以上、甚だ簡略ではあるが私見を述べさせていただいた。ここで取り上げたことは本書のごく一部分である。本書の研究対象は幅広く、文章は洗練され、一読では味わいきれない妙味がある。読者には本書を一度だけではなく何度も読み返し、その論の展開・文の流麗さを賞玩してほしい。

最後に、今回のシンポジウムでは言及できなかった気になる点を二つほど挙げて擱筆したい。一点は、本書は嵯峨朝から平安後期までの漢文学の在り方を論証するのであるが、それ以前の散文、小島憲之が上代散文と呼んだ形態（五）と本論はどのように接合されるの

か。もう一点は、本書では和歌や歌合については論じていないが、歌合での作歌の在り方を分析することで、詩宴での作詩にも応用できるとはならないか。今後の著者のさらなる研究に期待したい。

《注》

- (一) 工藤重矩「平安朝における「文人」について」(『平安朝律令社会の文学』ペリカン社、一九九三年) 八一頁。
- (二) 以上の回答は、後日、著者に個別にお願いして回答を頂いたものもとになっている。不躰なお願いに快く承けてくださった宋晗氏にここに感謝申し上げます。
- (三) 『漢書』律曆志上「律十有二、陽六為律、陰六為呂」。
- (四) 十二律十二月配当は、『史記』律書に見える。
- (五) 小島憲之『国風暗黒時代の文学 上——序論としての上代文学——』(塙書房、一九六八年)。